

# 国内受注型企画旅行取引条件書

お申込みの際は、必ずこの条件書をお読みください。

この書面は旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。

## 1.受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」（以下「契約」という）とは、（一社）みやぎ大崎観光公社（以下、当社という）がお客さまの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客さまが提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客さまが当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

## 2.契約のお申込み

- (1)当社がお客さまに交付した企画の内容に関し契約を申し込みます。お申込みは、当社所定の申込書（以下「申込書」という）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2)当社と通信契約を締結しようとするお客さまは、前項の規定に関わらず、会員番号等を通知しなければなりません。
- (3)当社は団体・グループを構成するお客さまの代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (4)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さま負担とさせていただきます。

## 3.契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、契約の締結に応じないことがあります。

- (1)当社の業務上の都合があるとき。
- (2)通信契約を締結しようとする場合であって、お客さまがお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3)お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (4)お客さまが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断するとき。

## 4.契約の成立時期

- (1)契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
- (2)当社は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- (3)申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客さまが当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4)通信契約は(1)の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。また、当該契約において電子承諾通知を発する場合も、当該通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

## 5.契約書面の交付

- (1)当社は契約の成立後速やかに、お客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2)契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

## 6.確定書面の交付

- (1)契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申し込みがなされた場合にあっては旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2)前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客さまから問合せがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3)確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7.旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- (1)旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面（お見積書等）に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2)利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に越えて改定された場合においては、当社は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客さまは、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することが出来ます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 8.契約内容の変更

- (1)お客さまから契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである事由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 9.お客さまによる旅行契約の解除

- (1)お客さまから企画料金又は取消料をいただく場合
  - ①お客さまは、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って契約を解除することができます。なお、取消料については別途お渡しする契約書面（お見積書等）に特に明示が無い場合には本条件書の別表の通りお支払いいただきます。
  - ②当社の責任とならないローンの手続き等の事由によりお取消しの場合も企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。
- (2)お客さまからの企画料金又は取消料をいただかない場合  
お客さまは次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
  - ①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が当社によって行われたとき。
    - a. 旅行開始日は終了日の変更
    - b. 入場する観光地、観光施設（レストランを含みます。）、その他の旅行の目的地の変更
    - c. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
    - d. 運送機関の種類又は会社名の変更
    - e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
    - f. 宿泊機関の種類又は名称の変更
    - g. 宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
  - ②旅行代金が増額されたとき（お客さまから契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）
  - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - ④当社がお客さまに対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
  - ⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
  - ⑥お客さまは、旅行開始後において、当該お客さまの責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。
  - ⑦当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客さまに払い戻します。

## 10.当社による契約の解除

- (1)旅行開始前
  - ①お客さまより企画書面に記載する期日までに旅行代金の支払いがないときは、当該期日の翌日においてお客さまが契約を解除したものとします。この場合において、お客さまは、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければならないものとします。
  - ②当社は、次に掲げる場合において、お客さまに事由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
    - a. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
    - b. お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
    - c. お客さまが、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
    - d. スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約内容の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
    - e. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
    - f. 通信契約を締結した場合であって、お客さまの有するクレジットカードが無効になる等、お客さまが旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
    - g. お客さまが第3項(4)に該当することが判明したとき。
- (2)旅行開始後
  - ①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻したします。
    - a. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
    - b. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者、若しくは同行する他のお客さまに対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
    - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。
    - d. お客さまが第3項(4)に該当することが判明したとき。
  - ②本項(2)の①のa、cの規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じてお客さまのご負担で出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。

## 11.旅程管理

当社は、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客さまに対し次に掲げる業務を行います。ただし当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1)お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。
- (2)前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行

サービスの内容の変更をすることは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 12. 添乗サービス

- (1) 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金を含むものとします。
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行を安全かつ円滑に実施し、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時までとします。

## 13. 当社の責任

- (1) 当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えた場合は損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があったときに限ります。
- (2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に、当社に対して通知があったときに限り、お客さま1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場を除きます。）として賠償します。

## 14. 特別補償

- (1) 当社は、お客さまが当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、持帰品にかかる損害補償金（15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、特別補償規定第2章の事由による場合は、補償金等は支払いません。
- (2) 当該受注型企画旅行日程において、お客さまが当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

## 15. 旅程保証

- (1) 当社は、表A左欄に掲げる契約内容の重要な変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の次の①②の変更を除きます）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います（お客さまの同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります）。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。
  - ① 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体确保安全のため必要な措置としての変更。
  - ② 第9項から第10項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。
- (2) 当社が一つの契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客さま1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が本稿の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第22項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

(4) 表A

変更補償金の支払いが必要となる変更		1件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
①	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の目的地の変更	1.0	2.0
③	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り）		
④	契約書面に記載した運送機関の種類又は名称の変更		
⑤	契約書面に記載した（日本国内の）旅行開始地たる空港（出発空港）又は旅行終了地たる空港（帰着空港）の異なる便への変更		
⑥	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
⑦	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更		

- (注1)「旅行開始前」とは、当該旅行について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、(注2)当該変更について旅行開始当日以降にお客さまに通知した場合をいいます。
- (注2)確定書面が公布された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注3)③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- (注4)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注5)④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。

## 16. お客さまの責任

- (1) お客さまの故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客さまからの損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他の契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又はサービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 17. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせしている連絡先にご通知ください（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）。

## 18. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただくほか、旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載）の提供する旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続き、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き、に必要な範囲内で利用させていただきます。  
\*このほか、当社では、①当社、販売店及びこれらと連携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご感想等の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成。にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社が取得する個人情報は、お客さまの氏名、年齢、性別、電話番号、住所、Eメールアドレス、その他契約内容により当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客さまの個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに应付する（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- (3) 当社が本項(2)の個人情報を取得することにお客さまの同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客さまの希望する手配等が行えない場合があります。
- (4) 当社は、本項(1)により、運送・宿泊機関等に対してお客さまの氏名、年齢、性別、電話番号その他手配をするために必要な範囲内の情報をあらかじめ電子的方法で送付して提供します。また、万一事故が発生したときに限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内の情報を書面で送付して提供します。
- (5) 当社は、旅行先でのお客さまの手荷物運送等及びお買いの等の便宜のため、当社の保有するお客さまの個人データを運送業者や免税店に提供することがあります。この場合、お客さまの氏名、搭乗日及び航空便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法で送付して提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申し込み時にお申し出ください。
- (6) 当社が保有するお客さまの個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、パンフレット等の書面及びホームページに記載されている当社の連絡先までお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。
- (7) 万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客さまにご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

## 19. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件と旅行代金の基準日は、別途お渡しする企画書面（契約書面の一部）に明示した日となります。

## 20. その他

- (1) 悪天候などお客さまの責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合は、第9項(2)⑥⑦の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客さまに払い戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客さまのご負担となります。
- (2) 万一、旅行開始後、ご旅行条件（例えば宿泊施設におけるお部屋の種類・条件、食事その他のサービス等）が契約の旅行条件と異なっていると思われるときは、第16項(3)の規定により、直ちに現地の係員（当社または宿泊施設等の旅行サービス提供者の係員等も含みます）にお申し出ください（ご旅行終了後では対応できない場合や困難な場合があります）。
- (3) お客さまの便宜をはかるため、お土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客さまご自身の責任でご購入いただけます。
- (4) 当社は、当社の旅行業約款により、お客さまが受注型企画旅行参加中に被られた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくため、お客さま自身で旅行傷害保険に加入されますようお勧めいたします。
- (5) 契約書面（企画書面（日程表含む））及び本ご旅行条件書等に定めのない事項は標準旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。旅行業約款は、当社ホームページからもご覧いただけます。

## 別表

旅行契約の解除期日	取消料（おひとりにつき）	
	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行以外
契約後～21日前まで	企画料金相当額 （ただし契約書面に企画料金を明示した場合に限る）	
20日前～11日前まで	旅行代金の20%	同上
10日前～8日前まで	旅行代金の20%	
7日前～2日前まで	旅行代金の30%	
旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
旅行開始日の当日	旅行代金の50%	
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%	

宮城県知事登録旅行業第2-346号  
一般社団法人全国旅行業協会正会員

一般社団法人みやぎ大崎観光公社

〒989-6165 宮城県大崎市古川十日町 6-3  
TEL0229-25-9620 FAX0229-25-9650

☆旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、当所の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。